



R5.7.1 経営計画発表会を終えて ◆ 税理士法人あおば 天理本社にて

### INDEX

- ◆ 代表社員税理士 松尾のコラム
- ◆ あおば 34 人に聞きました！防災意識アンケート
- ◆ 保険も見直して備えましょう
- ◆ 最低賃金の改定 2023・奈良 補助金



## <暑い日々が続きますが>

夏の短い北海道で大学時代を過ごした私としては、甲子園で高校野球が始まったときには「もう夏が終わる」という感覚になってしまうのですが、そんなことはお構いなしに、まだまだ暑い日々が続いています。

人材が不足する中でも人材紹介のコマーシャルがあふれ、最低賃金が上がり残業規制も入る中でも業績は向上させなければならず、一見すると「相反するもの」を同時にマネジメントしていかなければならない難しい状況が続いております。

しかし昔からの哲学には、「**相反するものは、やがて互いに浸透し合い、高い次元で統合され一つになる**」という法則があると聞きます。

結局のところ、企業経営においても、事業を通じてどのような影響を及ぼすべきなのか、つまり「**経営理念**」を高らかに掲げることが、相反するものを包み込んで成長することにつながるのだと思います。

成長から成熟の時代に入り、これからの少子高齢化でますます成熟の度を増していく中であっては、創業者や中興の祖の「人格」そのものが企業の存在価値や経営理念と同質化していくように思います。

経営理念を創業家で強固に守りつつ、実際の経営にあたる経営者は第三者も含めて臨機応変に抜擢できる体制（理念の明文化、翌月試算表、予算管理は特に）も視野に入れ、税務会計を切り口に皆様の経営全体を俯瞰し、都度ご提案を継続していく必要性を感じています。

インボイス、電子帳簿、事業承継税制など諸制度も目まぐるしく移り変わる中ですが、基本に忠実な情報の発信、そして現場実務への落とし込みを社員一同心がけて参ります。

代表社員税理士 松尾 潤



# あおば 防災意識アンケート

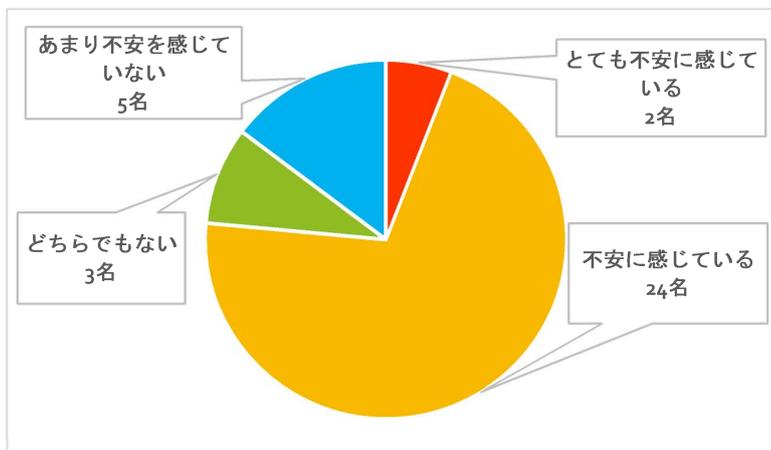
34 人に  
聞きました！

9月1日は防災の日、9月は防災月間ということで、一年でも特に防災意識が高まる期間ではないでしょうか。

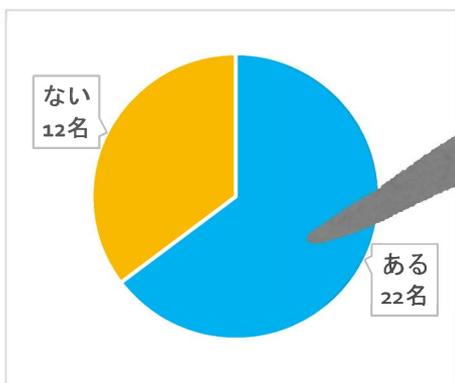
防災・減災に対する意識・準備について、あおば内でアンケートを取ってみました。

## 自然災害に対して 不安を感じていますか？

とても不安に感じている、不安に感じている、と答えた人は全体の78%を占めており、まったく不安を感じていない、と答えた人は0人、やはり最近の自然災害に不安を感じている人は多いようです



## 自宅で防災・減災対策に 取り組んでいることはありますか？



ない、と答えた人も

「必要だと思うが何から準備していいかわからない」「必要だと思うが面倒」など、防災対策への取組みは必要であると考えている人が占めました。



### 【防災グッズの管理に関する回答】

- ・リュックにまとめている
- ・1ヶ月に1度点検する
- ・ベッドルームに置いている
- ・現金も準備している

## 具体的にどんな対策をしていますか？

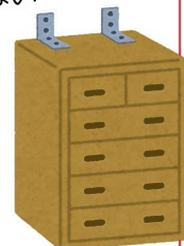
### 【備蓄に関する回答】

- ・ローリングストック（カップ麺・缶詰・スパゲティなど）  
※普段から少し多めに食材等を買っておき、使った分だけ買い足すことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法
- ・非常食・飲料水の備蓄
- ・ガソリンは常に80%以上
- ・日用品（トイレトペーパーなど）の備蓄
- ・マンション管理組合で食品他の備蓄
- ・キャンプ用品を充実させる
- ・カセットコンロ
- ・補助電源
- ・防災グッズを少しずつ買い揃えている（最近の非常食はかなりレベルが高く、種類も多く美味しいものがたくさん！）



### 【避難に関する回答】

- ・物干しざおはベランダに出しっぱなしにしない
- ・家具に転倒防止のストッパーを取り付け
- ・避難場所の確認・避難ルートマップの確認
- ・キッチンの整理整頓
- ・寝室に転倒の恐れのある家具を置かない



### 【その他】

- ・地震保険の加入
- ・子供の夏休み自由研究で防災をテーマにした
- ・1年分の米（自家製です。9月は少なくなり心もとない…※兼業農家です）



## 【過去の災害の経験がある方から、用意しておくの良いモノ・コトを聞きました】

- ・ カセットコンロ（ガスが止まった時簡単な調理をしたりお湯を沸かしてお風呂に使った）
- ・ 地震発生時はドアを開ける
- ・ 背の高い家具などの固定（倒れてきそうになった）
- ・ ノコギリ、シャベル（倒木などに対応できる）

「被災経験がないことで、心のどこかで大丈夫という意識が根付いてしまっている。普段からの近所付き合いが大事だと思います」との意見もありました。

様々な災害が近年頻発化していますので、備えあれば憂いなし、日ごろから準備しておきたいものです。

## この機会に 損害保険も見直して備えましょう



どれだけ意識を高めて対策したとしても、災害の被害を受けるリスクをゼロにはできません。

そこで重要となるのは、**リスク回避（事前準備）**とともに

**リスク移転（事後対策）**を行うことです。

災害によるリスク移転の代表例は損害保険への加入。  
保険に入っておくことで、地震・火災などの災害により生じた損失を  
保険会社に引き受けさせることができます。

個人・法人を問わず、地震保険、火災保険に加入している方は多いと  
思いますが、「水害」については近年被害が非常に大きくなっているため、  
水害リスクが高い地域にお住まいの方については、現在加入している火災保険の契約内容を確認し、  
**水災保障が付加されているか**チェックが必要です。自宅や会社、店舗等の水害リスクについては、  
国土交通省「ハザードマップポータルサイト」で確認することが出来ますので、この機会に試されて  
みてはいかがでしょうか。



また、最近注目を集めているのが**サイバーセキュリティ保険**。自然災害ではなく人災ですが、  
サイバー攻撃による被害も拡大しています。会社規模の大小を問わずターゲットとなるため、  
事業を行っている方であればいつ被害にあってもおかしくはない状況です。

令和4年4月1日に改正された個人情報保護法の改正により、  
以下のような事態については、件数を問わず個人情報保護委員会、  
及び（漏洩された）ご本人への報告が義務化されました。

1. 要配慮情報の漏洩等
2. 財産的被害のおそれがある漏洩等
3. 不正の目的によるおそれがある漏洩等

上記内容を含む情報を扱うことが多い、

**医療業、カード決済を行っている小売業、**

**大手企業と取引を行う下請業の方などはサイバー攻撃によるリスクが特に大きい**と言えます。

万一被害にあってしまった場合は、復旧費用・事故原因調査費用・再発防止費用に加え、営業停止による利益喪失が発生し、被害額が5,000万円を超える事例もあり、事業に大きなダメージを与えてしまいます。  
セキュリティ対策や社内規則の厳格化等のリスク回避と併せて、同時にリスク移転（事後対策）として、  
こういったサイバーセキュリティ保険の加入も検討されてはいかがでしょうか。



# 最低賃金 2023

厚労省は、地方最低賃金審議会が答申した 2023 年度の地域別最低賃金の改定額を公表しました。それによると、47 都道府県で、39 円～47 円の引き上げとなり、全国平均で 1004 円となりました。

## 奈良県の最低賃金

(令和 5 年 10 月 1 日労働分から適用)

現行

896 円

936 円

引上げ額：40 円

引上げ率：4.46%

## 2023 年度の最低賃金額

全国加重平均  
1004 円

□ = A ランク (+41 円) □ = 1000 円台  
□ = B ランク (+40 円) □ = 900 円台  
□ = C ランク (+39 円) □ = 800 円台  
(かっこ内は引き上げ額の目安)

山口 928	島根 904	鳥取 900	兵庫 1001	福井 931	石川 933	富山 948	新潟 931	福島 900	北海道 960
長崎 898	佐賀 900	福岡 941	広島 970	岡山 932	大阪 1064	京都 1008	滋賀 967	長野 948	青森 898
	熊本 898	大分 899	愛媛 897	香川 918	奈良 936	愛知 1027	岐阜 950	山梨 938	秋田 897
	鹿児島 897	宮崎 897	高知 897	徳島 896	和歌山 929	三重 973	静岡 984	神奈川 1112	岩手 893
沖縄 896								東京 1113	山形 900
								千葉 1026	宮城 923
									栃木 954
									茨城 953
									群馬 935

朝日新聞デジタル HP より

## 「賃金アップで5万円給付！！」～奈良県物価高騰克服プログラムのお知らせ～

(奈良県の HP にて情報が公開されています。)

(令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの間に、正規・非正規雇用労働者の賃金を 1.7%以上引上げる事業者に対して、従業員 1 名あたり 5 万円の給付金が支給されます。)

### 【要件の概略】

賃上げ時期 及び 賃上げ率	令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日の間に、賃上げ対象従業員の賃金のうち、直近の支給額もしくは奈良県の令和 5 年度最低賃金のいずれか高い方の賃金を、1.7%以上引上げること。
賃上げ対象従業員	県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者 ただし、非正規雇用労働者は、週所定労働時間 20 時間以上であること。
支給上限人数	奈良県全体で 20,000 人を上限とし、上限に達し次第終了となります。

※代理申請が認められておらず、ご自身で申請頂く必要がございます。  
随時情報が更新されており、奈良県 HP より詳細な要件等をご確認ください。

奈良県のみならず、  
その他状況に応じた  
支援制度を各都道府  
県でも行っているよう  
です。  
賃金引上げの際は  
一度ご確認ください。



あおば<sup>GO</sup>  
オンラインセミナー  
お知らせ



講師：代表税理士  
松尾 潤

## お客様限定・YouTube にて配信予定

9/14

生前贈与のしかた

10/12

義務化される電子取引保存への対応

11/16

自社株の納税猶予は使うべきか？

詳細は同封のリーフレットをご覧ください

税理士法人 あおば 発行責任者 南谷 正仁

本社 〒632-0071 天理市田井庄町 528  
TEL 0743-63-2361 FAX 0743-63-6223  
奈良外務部 〒630-8115 奈良市大宮町 7 丁目 1-33 奈良外務ビルディング 6 階  
TEL 0742-36-0020 FAX 0742-36-0021  
大阪事務所 〒550-0012 大阪市西区立売堀 1-1-1 立売堀 1 番館 4 階  
TEL 06-6541-6790 FAX 06-6541-6789  
URL <http://www.aoba-atm.com> E-mail [info@aoba-atm.com](mailto:info@aoba-atm.com)

